

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 9 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所さけます部門札幌拠点長 高村 良治

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 札幌庁舎屋内給水設備更新工事
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 工 事 内 容 入札説明書による。
- (4) 履 行 期 限 令和 8 年 3 月 2 4 日
- (5) 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 110 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 13 年 4 月 1 日付け 13 水研第 65 号）第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は農林水産省大臣官房予算課競争参加資格の「建設工事契約」の業種「管工事」で「A」、「B」又は「C」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から建設工事契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、農林水産省大臣官房予算課競争参加資格に格付けされている者である場合は、農林水産省大臣官房予算課の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
札幌市豊平区中の島 2 条 2 丁目 4 番 1 号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所さけます部門 札幌拠点 管理チーム
電 話 0 1 1 - 8 2 2 - 2 1 7 8
F A X 0 1 1 - 8 2 2 - 3 3 4 2
 - ② 郵送による交付
封書に「札幌庁舎屋内給水設備更新工事入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角 2）に 510 円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
 - ③ メールによる交付
任意書式に「札幌庁舎屋内給水設備更新工事入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 7 年 5 月 26 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に對して行うとともに当機構のホームページにて公表する

ことにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。個人に関する情報であって特定の財産権等個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等個人を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和7年5月29日 11時00分
北海道札幌市豊平区中の島2条2丁目4番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
札幌庁舎 2階会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和7年5月29日 10時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金

免除。
- (3) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付する。ただし、履行保証の契約又は工事履行保証契約の締結を行う場合はこの限りではない。
- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否

要。
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。入札価格によっては、その者に当該契約の締結が認められ、その価格が最も低い価格となる場合がある。
- (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は農林水産省大臣官房予算課の資格確認通知書写しを提出すること。
- (8) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②に該当する契約先
① 当該機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を体験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1とし
② 当該機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
なお、「当該機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。を有する者であるかを問わず、経営や業務運営のほか、相談役その他により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注1

「役員、顧問等」には、経営や業務運営について、助言すること等により影響を与えたと認められる者を指す。
- ※注2

総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当該機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当該機構OB）の人数、職名及び当該機構における最終職名
② 当該機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当該機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

工 事 概 要

札幌庁舎屋内給水設備更新工事

注) 本工事概要は、入札参加希望者に工事の概要を示すものです。
入札にあたっては、必ず工事仕様書をお受け取りになり積算下さい。
本資料に基づく入札はできませんのでご注意願います。

1. 件 名 札幌庁舎屋内給水設備更新工事
2. 履行場所 北海道札幌市豊平区中の島2条2丁目4-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
札幌庁舎
3. 工 期 令和8年3月24日
4. 工事概要 札幌庁舎の屋内給水配管設備の更新工事を行う

(主な工事内容)

機械設備工事

工事場所：庁舎1～4階・R階、別棟実験室

屋内給水管撤去更新

給水蓄圧タンク撤去

建築工事

工事場所：庁舎1～3階、別棟実験室

給水管撤去更新に伴う天井ボード取外し・復旧、天井材塗装補修

天井点検口新設

電気工事

工事場所：庁舎2・3階

給水管撤去更新に伴う照明設備・火災報知設備撤去・再取付

令和7年度 機械設備改修工事 仕様書

1. 工 事 名 札幌庁舎屋内給水設備更新工事
2. 工事場所 北海道札幌市豊平区中の島2条2丁目4－1 国立研究開発法人水産研究・教育機構札幌庁舎
3. 工事概要 本工事は札幌庁舎の屋内給水配管について、昭和63年度に新設されてから35年以上が経過し、給水銅管類の経年劣化から漏水の発生が懸念されているため、電気設備・機械設備への大規模な損傷防止や、職員の安全確保の観点から給水設備の更新を行う。

4. 工事種目

番号	名称	種別	摘要	ヶ所数	数量	単位	備考
1	札幌庁舎給水設備	改修	給水管撤去更新、蓄圧給水タンク撤去	1	1	式	1～4階・R階
2	札幌庁舎別棟実験棟給水設備	改修	給水管撤去更新	1	1	式	

5. 工期 令和7年 月 日 から 令和8年3月24日迄
6. 一般事項 []内表示番号は公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）の当該項目を示す。

(1) 共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）及び公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）の最新版による。

(2) 総則他、一般事項の抜粋 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のつかないものは※印を適用する。

①官公署その他への届出手続き等 [1.1.3]	工事の着手、施工、完成等にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出や手続等については、遅滞なく行う。なお、届出や手続等にかかる費用は受注者の負担とする。
②疑義に対する協議等 [1.1.8]	本仕様書は工事の概要を示したものであり、本工事を施工するにあたり、工事内容に明示されていない工事（建築工事及び機械設備並びに電気設備等）が発生した場合は、監督職員との協議による。なお、軽微なものについては、1.2.4「工事の記録」(a)による。
③関係法令の遵守 [1.1.14]	施工に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。
④実施工程表 [1.2.1]	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。
⑤施工図等 [1.2.3]	工事の施工に先立ち、施工図等を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。但し、あらかじめ監督職員の下承を得た場合はこの限りではない。
⑥電気保安技術者 [1.3.2]	工事現場に電気保安技術者を配置する。（・適用する ○適用しない）
⑦施工条件 [1.3.3]	○施工可能時間帯 ○指定なし ※図示 ○工程、公害、安全対策、仮設備、建設副産物関係等 ※図示
	行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に施工を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける物とする。
⑧後片付け [1.3.11]	工事完了後は施工場所並びに建物周辺部等における後片付け、清掃を行うものとする。
⑨養生 [1.3.10] [3.1.1～2]	施工に際しては、シート等による必要な養生を行うものとする。
⑩環境への配慮 [1.4.1]	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(グリーン購入法))に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。

⑪アスベスト等の事前調査 [1.5.1]	図面及び目視調査で施工場所におけるアスベスト等調査。（○行う ・行わない）
⑫機材の品質等 [1.4.2、1.4.3]	本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。
⑬ 完成図書 [1.8.1～3]	○完成図（○作成する ・作成しない） ○工事写真及び完成図書等を作成し、1部提出するものとする。 ○電子納品（○適用する・適用しない）○製本納品（○適用する・適用しない）
⑭ 発生材の処理等 [5.1.1、5.1.2]	○当該工事により発生したガラ等の発生材は場外へ搬出し、関係法令等により適切に処分するものとする。産業廃棄物管理表（マニフェスト）を監督職員に提出する。 ○引渡しを要するもの。（○無し ・あり（・金属類 ・ ））

7. 共通工事

(1) 仮設工事

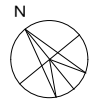
①足 場 [2.2.1]	本工事で設置する。
	足場、仮囲等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき適切な材料及び構造のものとする。
②工事用電力等 [2.2.2]	○本工事に必要な工事用電力及び工事用水は、構内既存施設を利用することができるものとする。（・有償 ○無償）

8. 給水設備工事

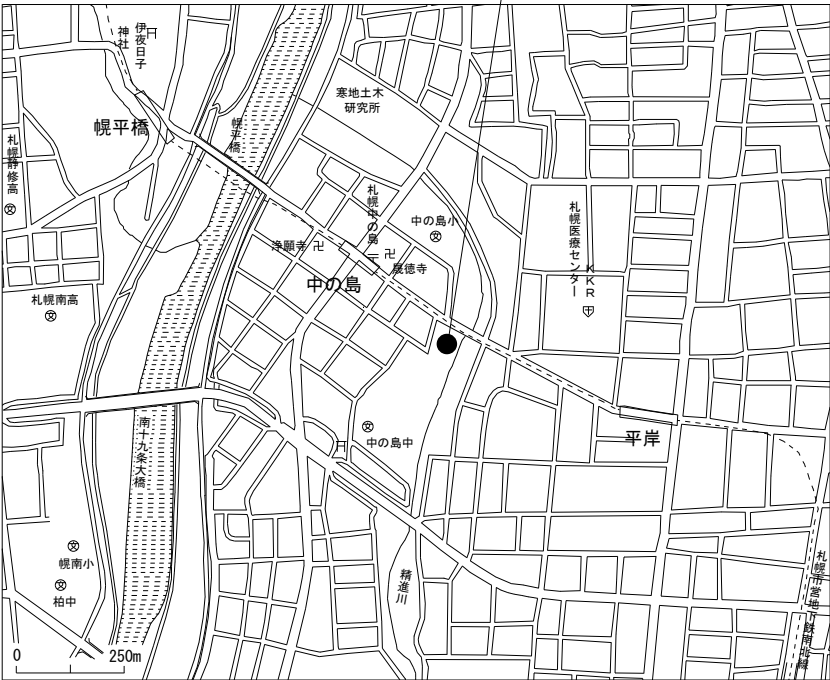
--	--

9. その他 詳細は特記仕様書による。

工事名：	札幌庁舎屋内給水設備更新工事		
国立研究開発法人 水産研究・教育機構	日付		



水産資源研究所 札幌庁舎
札幌市豊平区中の島2条2丁目4番1号



案内図 S : 1/20,000

工事内容

機械設備工事
工事場所：庁舎1～4階・屋上、別棟実験室
屋内給水管撤去更新、屋上給水蓄圧タンク撤去

建築工事
工事場所：庁舎1～3階、別棟実験室
給水管撤去更新に伴う天井ボード取外し・復旧、天井材塗装補修
天井点検口新設

電気工事
工事場所：庁舎2・3階
給水管撤去更新に伴う照明設備・火災報知設備
撤去・再取付

